

# 助詞残留省略と引用句、発話行為投射

前澤大樹

## 1. 導入

本稿は日本語における助詞残留省略(*particle-stranding ellipsis*, PSE)の特徴を明らかにし、それらに妥当な説明を与えることを目的とする。PSEは、名詞句が助詞を残して削除される現象で、主に(1)のような口頭での会話での応答においてみられる。

(1) A: 田中君は? B: Ø はね、会社を辞めたよ。 (cf. 服部 (1960; 452))

## 2. PSE に課せられる制約

先行研究では、PSEに課せられる制約からその本質に迫ろうとする試みがなされてきた。Sato (2012)はPSEがドイツ語の話題脱落に共通する特徴を持つと主張してその分析をPSEに拡張するが、そもそも彼が前提とする一般化は正確ではないことが後続の研究によって指摘されている。更に、Sato and Maeda (2019)の観察は、PSEに対する制約を構造的なものとして捉える見解自体にとって問題となる。即ち、PSEは非構成素と思われる語連続にも適用可能である。(2)では、第1・第2等位項がPSEを適用されているが、両者は(3a)の伝統的外心構造、(3b)の等位接続詞を主要部とする構造の何れを仮定しても構成素を成さない。

(2) A: あの重いピアノを太郎と花子で持ち上げたの?  
B: Ø と次郎の3人で(一緒に)持ち上げたんだよ。 (Sato and Maeda (2019: 368–369))

(3) a. [ConjP [PP 太郎 と] [PP 花子 と] [PP 次郎 Ø]] b. [ConjP 太郎 [Conj' と [ConjP 花子 [Conj' と 次郎]]]]  
この事実から、Sato and Maeda (2019)は、PSEを音韻的な過程と捉え、それが(4)の「記号列削除(String Deletion)」の例であり、(5)の認可条件に従って適用されると提案するが、(5)は(6)のようにPSEが文中要素に適用された例を誤って排除してしまうため、妥当な認可条件はYamashita (2019)の提案する(7)だと考えられる。

(4) String Deletion (SD) in Phonological Component

String Deletion may apply to a contiguous phonetic string in  $U_E$  at PF, regardless of its syntactic constituency, if  $U_A$  has the identical phonetic string. (Sato and Maeda (2019: 367))

(5) PSE is licensed in: [ [X .....]<sub>i</sub> ]<sub>u</sub>, where X is a stranded particle and is focused. (ibid.: 363)

(6) A: マリはケンからじゃなくてゲンからメールをもらったの?  
B: 多分、Ø から、もらったんだろうね。 (Yamashita (2019: 85))

(7) PSE is licensed in (((X)<sub>φ</sub>(<sub>i</sub>) (.....)<sub>i</sub>)<sub>i</sub>)<sub>u</sub>, where X is a stranded particle, is prosodically focused, and aligned at an Intonational Phrase ( $t$ ), which can, but need not be aligned with an Utterance ( $u$ ).

(7)の下では、(1)・(6)のような適格な例は不適格な例から望ましく区別される。

## 3. PSE と項省略

PSEが音韻的削除過程であるというSato and Maeda (2019)の主張は、それが統語構造による制約を受けないという彼らの主張の必然的帰結だが、文献中にはPSEがLF複写によって派生されるとする見解も見られる。Yamashita (2020)は、PSEの省略部分からは非顕在な抜き出しのみが可能であることを観察し、Sakamoto (2019)による項省略(argument ellipsis, AE)の分析を拡張してPSEがLF複写によって派生されると主張する。

しかしよく観察すると、顕在対非顕在という対比はPSEについては正しくない。顕在的抜き出しの場合、(8)に見るように、PSEの容認性は抜き出した要素が省略部分に隣接するか否かに左右されるが、AEに同様の変異は観察されない。これらの事実を捉えるため、本稿ではこの制約が音韻的に条件づけられたものだと主張する。Selkirk (2009)等に従って韻律単位の反復を認めるなら、(7)の下で(8)の2つのPSEの例はそれぞれ(9)・(10)の統語及び韻律表示を与えられるだろう。

(8) A: みずきに<sub>i</sub>[光男は [CP 朱莉が <sub>t<sub>i</sub></sub> 会ったと]言ってる]らしいよ。

B: \*みずきに[啓太は、[CP Δ(と)](は)言わなかった]けど。

B': [啓太は[みずきに、[CP Δ\*(と)](は)言わなかった]けど。

(9) a. \* [TP [みずきに] [啓太は] [CP [TP Δ]と] 言わなかった ]

b. ( (みずきに)<sub>φ</sub>(啓太は)<sub>φ</sub> ((と)<sub>φ</sub>(言わなかった)<sub>i</sub>)<sub>i</sub> )

(10) a. [TP [啓太は] [CP [TP [みずきに] Δ と] 言わなかった ]

b. ( (啓太は)<sub>φ</sub> ( (みずきに)<sub>φ</sub> ((と)<sub>φ</sub>(言わなかった)<sub>i</sub>)<sub>i</sub> )<sub>i</sub> )

Selkirk (2009)が言うように音調句が TP に対応するならば、(9b)で埋め込み TP からは全ての顕在的要素が抜き出されて対応する音調句が存在しないのに対し、(10b)では音韻句 1 つのみを含む音調句が残留助詞に先行している。従って、恐らく空所から抜き出された音韻句はこの音調句に属しなければならないという音韻的制約があるものと考えられる。一方で、非顕在的な抜き出しではもとより音調句に属すべき音韻句は存在しないため、その適用は常に容認されることとなる。

以上の議論に基づき、ここでは PSE に関しては PF 削除分析が正しいと結論する。

#### 4. Supersloppy 解釈

PSE と AE が異なる振り舞いを示す別の現象は、1・2 人称代名詞の解釈に関するものである。(11b)の Juliet の発話で省略された目的語は Juliet とも取れるが、Romeo と解することも可能である、つまり局所的な 1/2 人称に対して相対化された 2/1 人称を指す読みが存在し、これを Charnavel (2019)は「supersloppy 読み」と呼ぶ。

(11) a. *Romeo to Juliet*: “I love you.”

b. *Juliet to Romeo*: “I do too.” = Juliet loves {Juliet (strict)/Romeo (supersloppy)}. (Charnavel (2019: 455))

ここで重要なのは、日本語の AE は supersloppy 読みを許すが、PSE は許さないという(12)に見る事実である。

(12) A: (私は)あなたを尊敬しています。

B: 私も Ø 尊敬しています。(strict/supersloppy) B’: Ø を、私も尊敬しています。(strict/\*supersloppy)

この事実は PSE の本質について示唆を与えるものだが、どのように説明されるだろうか。

#### 5. 引用句分析

本稿の基本的着想は、PSE の省略部分は引用句、即ち直説法表現の性格を持つというものであり、(12B')の省略部分は「A の言う“あなた”」という解釈を義務的に受けると提案する。談話的役割が統語的に表示されるという Speas (2004)等の見解と、Shimamura (2018)による引用句の分析に基づいてこの着想を具体化し、まず(13a)の直接話法節に対して(16b)の構造を与える。

(13) a. 太郎は[俺は花子に会ったよ]言った。 直接話法領域

b.  $[_{VP} \text{ 太郎 } i [_{VP} [_{SAP} \text{ PRO}_i] [_{SAP} \text{ pro}_j] [_{QuotP} \text{ pro}_j \text{ t}_k] \boxed{\text{俺は 花子に 会ったよ}} \text{ SA}]] \text{ Quot}_{[i \text{ Quot}]k-} \text{ と } [_{u \text{ Quot}}] \sqrt{\text{言 } w-} v]$

(13b)では、伝達動詞「言う」の語根が発話行為句殻構造 saP-SAP を選択しており、SA は、話し手・聞き手・その他の人称環境を構成する要素の組である「人称系(personal frame of reference)」を指示する pro を導入する。この pro は引用演算子 Quot の第 1 項の pro を束縛し、QuotP の姉妹が直接話法領域と解釈される。

では、PSE のように直接話法領域が名詞句の場合はどうなるだろうか。日本語の 1・2 代名詞が(17a)の内部構造を持つとすると、引用句解釈を受けるそれらには(17b)の構造を仮定できる。

(14) a.  $[_{KP} [_{DP} \text{ EGO/TU}(x)] [_{VP} \text{ 私/あなた/...} \text{ D}]] \text{ K}]$  b.  $[_{KP} [_{DP} [_{QuotP} \text{ pro } \text{ t}_i] \boxed{\text{EGO/TU}(x) [_{VP} \text{ 私/あなた/...} \text{ D}]]}] \text{ Quot}_{i \text{ K}}]$

(14)で、関数 EGO・TU は人称系変項をとって当該人称系に於ける 1・2 人称個体を返し、その変項は局所的に束縛されねばならない。更に、引用演算子 Quot は姉妹に[+R]の人称系代名詞を選択するよう指定されていると主張する。また、Quot は K に移動して随意的にそれに韻律焦点を付与するが、(7)の認可条件により、PSE が適用される場合にはこれは義務的である。ここで、Quot の存在が strict 解釈をもたらすことに注意されたい。引用演算子のとり pro は[+R]なので、SA 指定部と同一指示を持つ場合も束縛はされていない。よって削除に対する平行性条件を満たすためには、省略部分の pro、及びそれに局所的に束縛される EGO/TU の担う変項は先行文のそれと同一指示を持たねばならない。一方、Quot が存在しない場合は、EGO/TU の担う変項は SA 指定部の pro によって束縛され、削除は束縛関係の平行性によって認可されるため、supersloppy 解釈が得られる。

#### 6. 結論

本稿では、先行研究の検討から PSE が PF 削除によって派生されると結論し、また削除部分が引用句として解釈され得ると提案することで、supersloppy 解釈に関する AE と PSE の違いに説明を与えた。

**主要参考文献** Charnavel, Isabelle (2019) “Supersloppy Readings,” *Journal of Semantics* 36, 453–530. / Sato, Yosuke, and Masako Maeda (2019) “Particle Stranding Ellipsis Involves PF-Deletion,” *Natural Language and Linguistic Theory* 37, 357–88. / Selkirk, Elisabeth (2009) “On Clause and Intonational Phrase in Japanese: The Syntactic Grounding of Prosodic Constituent Structure,” *Gengo Kenkyu* 136, 35–73. / Speas, Margaret (2004) “Evidentiality, Logophoricity and the Syntactic Representation of Pragmatic Features,” *Lingua* 114, 255–76. / Yamashita, Hideaki (2020) “Particle Stranding Ellipsis in Japanese Involves LF-Copying, Not PF-Deletion.”